

大阪版市場化テスト監理委員会について

1. 委員会の位置づけ

『大阪版市場化テスト監理委員会設置要綱』(資料3)により設置。

監理委員会は、対象事業の選定、実施方針の策定、民間事業者等からの提案の検討、事業実施のモニタリング等について審議を行うとともに、制度充実や新たに対象として検討すべき業務・分野についての提言を行う。

2. 委員会の概要

組織等

- ・委員5人以内
- ・知事が任命
- ・任期は2年(再任可)
但し、当初の任期は、平成19年2月から平成21年3月までとする。
- ・必要に応じ、対象事業に精通した専門委員を置くことができる。

委員長

- ・委員の互選により選出
- ・委員会を代表
- ・会議を招集し、議長となる。
- ・委員長代理を指名

議事

- ・開会には過半数の委員の出席が必要
- ・出席委員の過半数で議事を決定